

気水第154号
平成24年11月28日

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年神奈川県規則第102号。以下「改正規則」という。）を平成24年11月27日に公布し、12月1日から施行します。

その改正の趣旨、改正の内容及び留意事項は次のとおりですので、御承知のうえ改正規則の円滑な施行及び運用を図られるよう通知します。

第1 改正の背景及び趣旨

平成24年5月利根川の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、千葉県内において断水又は減水が発生するといった取水障害が生じました。

この事案を受けて、環境省は、同年6月に「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、当該検討会において、当面对応すべき事項として「水質汚濁防止法第2条第4項で定める指定物質として、ヘキサメチレンテトラミンを追加すべき」とされたことを踏まえて、当該物質を指定物質として定めました。（平成24年9月26日改正、同年10月1日施行。）

また、水質汚濁防止法の事故時の措置については、「指定物質」としてホルムアルデヒド等52物質が規定されていますが、亜鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、フェノール類及びその塩類並びにマンガン及びその化合物の計6物質については、事故情報等の収集が進み、それらの情報が勘案されて、平成24年5月25日付けの水質汚濁防止法施行令の一部改正により指定物質に追加されています。

そこで、これら水質汚濁防止法施行令の一部改正を踏まえ、事故時に事業者へ措置を求める場合の対象となる物質としてヘキサメチレンテトラミン等の物質を追加することとしました。

第2 改正の内容

事故時の措置の対象物質として、施行規則別表16の2の2の水質汚濁に係る物質に、1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.^{3,7}]デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、フェノール類の塩類並びにマンガン及びその化合物を追加しました。

第3 その他の留意事項

施行に当たっては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の施行について（平成10年3月31日環総第128号）」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の施行について（平成24年9月28日気水第125号）」を併せて参照してください。